

# 参 考 資 料

- 1 水質汚濁に係る環境基準
- 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準
- 3 要監視項目及び指針値
- 4 環境基準類型指定状況
- 5 生活環境の保全に関する環境基準の評価方法について
- 6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び  
土壌の汚染に係る環境基準

## 1 水質汚濁に係る環境基準（別表部分）

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号  
改正：令和 7 年 2 月 14 日環境省告示第 5 号

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70 ~ 120% であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01 mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01 mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

## 1 河 川

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値					該当水域 第 1 の 2 の (2) に よ り 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
		水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素 要求量(B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌数	
AA	水道 1 級自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	
A	水道 2 級水産 1 級 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下	
C	水産 3 級 工業用 水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用 水 2 級 農業用 水 及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用 水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格 21 に定める 方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	付表 10 に掲げ る方法	

## 備 考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の 90% 水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型 項目	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法		×

## 備 考

1 基準値は、年間平均値とする。

(2)湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

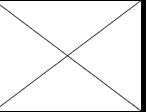
項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はがく電極 を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	付表10に掲げ る方法	

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
  - 2 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの  
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
  - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 煙	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第 1 の 2 の ( 2 ) に よ り 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
II	水道 1 、 2 、 3 級 ( 特殊なものを除く。 ) 水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
III	水道 3 級 ( 特殊なもの ) 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
V	水産 3 種、 工業用水、 農業用水、 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 45.2 、 45.3 、 45.4 又は 45.6 ( 規格 45 の備考 3 を除く。 2 イにおいて同じ。 ) に定める 方法	規格 46.3 ( 規格 46 の備考 9 を除く。 2 イにおいて同 じ。 ) に定める方法	

## 備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全煙の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの ( 「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。 )

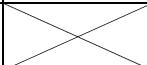
3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

〃 2 種：ワカサギ等水産生物用並びに水産 3 種の水産生物用

〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活 ( 沿岸の遊歩等を含む。 ) において不快感を生じない限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第 1 の 2 の ( 2 ) に よ り 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 ( 繁殖場 ) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 ( 繁殖場 ) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

## 備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の ( 2 ) により 水 域 類 型 ごと に 指 定 す る 水 域	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測 定 方 法		規格 32 に定める方法 又は付表 13 に掲げる 方法		×

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 2 海 域

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 数	n-ヘキサン抽 出 物 質 (油 分 等)	
A	水産 1 級 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100ml 以下	検出されない こと。	第 1 の 2 の (2) により 水 域 類 型 ごと に 指 定 す る 水 域
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及び C の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格 17 に定める 方法(ただし、B 類 型の工業用水及び 水産 2 級のうち川 養殖の利水点にお ける測定方法はアル カリ性法)	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極 若しくは光学式セン サを用いる水質自 動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	付表 10 に掲げる 方法	付表 14 に掲げる 方法	

### 備 考

1 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により C O D 値を計算する。

$$C O D (O_2 mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f N a_2 S_2 O_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml)

$f N a_2 S_2 O_3$  : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

2 いづれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 硝 素	全 氮	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により 水 域 類 型 ごと に 指 定 す る 水 域
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	××

## 備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。  
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

” 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多種される

水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により 水 域 類 型 ごと に 指 定 す る 水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測 定 方 法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	××

## 備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

## エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域		4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) により 水 域 類 型 ごと に 指 定 す る 水 域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域		3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域		2.0mg/L 以上	
測 定 方 法		規格32に定める方法 又は付表13に掲げる方法		××

## 備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする。  
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（別表抜粋）

平成9年3月13日環境庁告示第10号  
改正：令和3年10月7日環境省告示第63号

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2（規格K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102 の 65.2（規格K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。） <ol style="list-style-type: none"> <li>規格K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。</li> <li>規格K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格K0102 の 65.2 の備考 11 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120% であることを確認すること。</li> <li>規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。</li> </ol>
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法

ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備 考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

### 3 要監視項目及び指針値について（抜粋）

平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知

改正：令和2年5月28日付け  
環水大水発第2005281号  
環水大土発第2005282号

別表1

公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/1 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下
イソキサチオン	0.008 mg/1 以下
ダイアジノン	0.005 mg/1 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/1 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/1 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/1 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/1 以下
プロピザミド	0.008 mg/1 以下
E P N	0.006 mg/1 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/1 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/1 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/1 以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6 mg/1 以下
キシレン	0.4 mg/1 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/1 以下
アンチモン	0.02 mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1 以下
全マンガン	0.2 mg/1 以下
ウラン	0.002 mg/1 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/1 以下 (暫定)※

地下水

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/1 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下
イソキサチオン	0.008 mg/1 以下
ダイアジノン	0.005 mg/1 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/1 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/1 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/1 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/1 以下
プロピザミド	0.008 mg/1 以下
E P N	0.006 mg/1 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/1 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/1 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/1 以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6 mg/1 以下
キシレン	0.4 mg/1 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/1 以下
アンチモン	0.02 mg/1 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1 以下
全マンガン	0.2 mg/1 以下
ウラン	0.002 mg/1 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/1 以下 (暫定)※

※ PFOS 及び PFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

平成 15 年 11 月 5 日付け 環水企発第 031105001 号 環境省環境管理局水環境部長通知  
環水土発第 031105001 号

改正：平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号 環境省水・大気環境局長通知

水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

要監視項目の測定方法

項目	測定方法
クロロホルム	日本工業規格 K0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法) 5.1、5.2 及び 5.3.1 に定める方法
フェノール	付表 1 に掲げる方法(平成 15 年 11 月 5 日付 環境省管理局水環境部長通知)
ホルムアルデヒド	付表 2 に掲げる方法(平成 15 年 11 月 5 日付 環境省管理局水環境部長通知)
4-t-オクチルフェノール	付表 1 に掲げる方法(平成 25 年 3 月 27 日付 環境省水・大気環境局長通知)
アニリン	付表 2 に掲げる方法(平成 25 年 3 月 27 日付 環境省水・大気環境局長通知)
2,4-ジクロロフェノール	付表 3 に掲げる方法(平成 25 年 3 月 27 日付 環境省水・大気環境局長通知)

4 環境基準類型指定状況（令和5年4月1日時点）

水域名		範囲	水域類型	達成期間	指定年月日
吉野川水域	吉野川上流	徳島県大川橋より上流	AA 河川生物 A	イ イ	S46. 5. 25 閣議決定 H18. 6. 30 環境省告示
	早明浦ダム貯水池	早明浦湖（全域）	湖沼 A 湖沼 II (全窒素の項目の基準を除く。) 湖沼生物 A	イ イ イ	H15. 3. 27 環境省告示
	長沢ダム貯水池 大橋ダム貯水池	長沢ダム貯水池（全域） 大橋ダム貯水池（全域）	湖沼 A 湖沼 II (全窒素の項目の基準を除く。)	イ	H18. 6. 30 環境省告示
物水 部 川域	物部川上流 〃下流 上　垂　生　川	日の出橋より上流 〃下流 全　域	AA A AA	イ イ イ	S48. 9. 7 〃 〃
仁淀川水域	仁淀川	愛媛県境より下流全域	AA	イ	H12. 3. 14
	波介川上流	火渡川合流点より上流	A	イ	S47. 8. 1
	〃下流	〃下流	B	ハ	〃
	日下川	全　域	A	イ	〃
	柳瀬川	全　域	A	イ	〃
	坂折川	全　域	A	イ	〃
浦戸湾水域	宇治川	全　域	C	ハ	H4. 4. 1
	国分川上流	小山橋より上流	AA	イ	S47. 8. 1
	〃下流	〃下流	B	ロ	〃
	江の口川	全　域	C	ロ	〃
	久万川上流	落合橋より上流	B	イ	〃
	〃下流	〃下流	C	ロ	〃
	舟入川上流	舟戸橋より上流	A	イ	〃
	〃下流	〃下流	B	イ	〃
	下田川上流	遍路橋より上流	A	ロ	〃
	〃下流	〃下流	B	イ	〃
四万十川水域	鏡川上流	新月橋より上流	AA	ロ	〃
	〃下流	〃下流	A	イ	〃
	神田川	全　域	B	ハ	H4. 4. 1
	新川川	全　域	B	イ	S47. 8. 1
高知港（甲）	高知市種崎外港防波堤、同防波堤先端と種崎航路護岸東端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた水域			海域A	イ
	高知港（乙）			海域B	ロ
四万十川水域	四万十川（渡川）	全　域	AA	イ	H11. 4. 1
	後川	全　域	A	イ	S48. 9. 7
	中筋川	全　域	B	イ	〃
	仁井田川	全　域	A	イ	〃
	東又川	全　域	B	イ	〃
	檮原川	全　域	AA	イ	R4. 4. 1

水域名		範囲	水域類型	達成期間	指定年月日
土佐関連東水部域	奈半利川	全 域	AA	イ	R4. 4. 1
	安田川	全 域	AA	イ	H25. 4. 16
	伊尾木川	全 域	AA	イ	H15. 4. 1
	安芸川	全 域	AA	イ	〃
須崎湾水域	新莊川	全 域	AA	イ	S48. 9. 7
	桜川	全 域	B	イ	S50. 8. 12
	押岡川	全 域	B	イ	〃
	須崎港及び野見湾	須崎市領久東鼻南端と戸島西南端を結んだ線、戸島南端と中ノ島西南端を結んだ線、同地点と蜂ヶ尻南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	イ	〃
足摺公海園中水域	須崎湾	中土佐町青木崎先端から須崎市久通観音崎先端に至る陸岸の地先海域であって須崎港及び野見湾に係る部分を除いた海域	海域A	イ	〃
	宗呂川	全 域	AA	イ	S48. 9. 7
	三崎川	全 域	AA	イ	〃
	益野川	全 域	AA	イ	〃
宿毛湾水域	足摺海中公園	千尋岬砥崎南端と片舶防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた水域	海域A	イ	〃
	松田川	愛媛県境より下流全域	A	イ	S50. 8. 12
	篠川	愛媛県境より下流全域	AA	イ	R4. 4. 1
	伊与野川	全 域	AA	イ	〃
	福良川	全 域	AA	イ	〃
	宿毛湾奥部	宿毛市池島燈台と大島西端を結んだ線、同地点と大月町白浜西北端の鼻を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	口	S50. 8. 12
	宿毛湾	宿毛市藻津、愛媛県境から大月町浅瀬崎に至る陸岸の地先海域であって宿毛湾奥部に係る部分を除いた海域	海域A	イ	〃
	香宗川	全 域	A	イ	S51. 6. 4
中関連地先水域	久礼川	全 域	A	イ	〃
	伊与木川	全 域	AA	イ	R4. 4. 1
	中土佐地先海域	土佐清水市布岬から室戸市羽根岬に至る陸岸の地先海域であって、高知港（甲）、高知港（乙）、須崎湾、須崎港及び野見湾に係る部分を除いた海域	海域A	イ	S51. 6. 4
	足摺海域	幡多郡大月町浅瀬崎から土佐清水市布岬に至る陸岸の地先海域であって足摺海中公園に係る部分を除いた海域	海域A	イ	S51. 6. 4

水域名		範囲	水域類型	達成期間	指定年月日
室国 戸定 阿公 南園 海水 岸域	羽根川	全 域	AA	イ	H25. 4. 16
	野根川	全 域	AA	イ	S52. 4. 22
	芸東海域	室戸市羽根岬から安芸郡東洋町甲浦、徳島県境に至る陸岸の地先海域	海域A	イ	〃
中関 土 佐連 地 先水 海 域域	浦ノ内湾	土佐市竜岬と宇佐漁港萩岬防波堤先端を結んだ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域	海域II	イ	H10. 3. 20
浦 戸 湾 水 域	浦戸湾	高知港港湾区域のうち、浦戸大橋及び陸岸により囲まれた海域	海域III	全窒素 イ 全 燐 ニ 0.06mg/ 1 (暫定)	H13. 4. 1

- 注) 1. 水域類型の欄において「海域」の表示のあるものは、水質汚濁に係る環境基準の別表2「生活環境の保全に関する環境基準」のうち「2海域」の類型を、その他は「1河川(1)河川(湖沼を除く)」の類型を示す。
2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
- (1)「イ」は直ちに達成
  - (2)「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成
  - (3)「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
3. 指定年月日の欄において、吉野川水域以外の水域は高知県告示による指定。
4. 四万十川は、平成11年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S48.9.7「A」指定)  
仁淀川は、平成12年3月14日類型指定を「AA」に変更。(従前 S47.8.1「A」指定)  
安芸川、伊尾木川は、平成15年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S50.8.12「A」指定)
5. 早明浦ダム貯水池は、平成15年3月27日全域が湖沼A湖沼IIに指定。
6. 吉野川上流は、平成18年6月30日河川生物A、早明浦ダム貯水池全域を湖沼生物Aに指定。
7. 長沢ダム貯水池、大橋ダム貯水池は、平成21年3月31日全域が湖沼A湖沼IIに指定。
8. 安田川は平成25年4月16日類型指定を「AA」に変更。(従前 S50.8.12「A」指定)  
羽根川は平成25年4月16日類型指定を「AA」に変更。(従前 S52.4.22「A」指定)
9. 奈半利川、篠川、伊与野川、福良川及び構原川は、令和4年4月1日類型指定を「AA」に変更。  
(従前 S50.8.12「A」指定)
10. 伊与木川は、令和4年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S51.6.4「A」指定)

## 5 生活環境の保全に関する環境基準の評価方法について

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（抜粋）

公 布 日：平成13年5月31日

環水企第92号

最終改正：令和7年2月14日

環水大管発第2502142号

### 第2 水質汚濁防止法関係

（中略）

（3）測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

（中略）

#### 2) 生活環境の保全に関する環境基準

##### ① BOD、CODの環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

ア. 類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」※2が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。  
※2 75%水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ  $0.75 \times n$  番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（ $0.75 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

イ.

（中略）

ウ. 水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。なお、当該水域における検出状況が、明らかに人為的原因のみならず自然的原因も考えられる場合や、河川の汽水域において海生生物が優占して生息する情報がある場合には、これらのことと踏まえて判断すること。

エ. 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

オ.

（中略）

##### ② 大腸菌数の環境基準の達成状況の評価

ア. 大腸菌数については、類型指定により区分された水域ごとに達成又は非達成の評価を行うことは要しないが、個々の環境基準点において、環境基準に適合しているか否かを判断する。

イ. 大腸菌数の環境基準の達成状況は、環境基準点において、以下の方法により求めた「90%水質値」※3が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断する。

※3 90%水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ  $0.9 \times n$  番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって90%水質値とする。（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

##### ③ 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価

ア. 通常の類型に対する評価方法

ア. 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点におい

て、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ. 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

B. 季別類型に対する評価方法  
(中略)

④海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価

A. 通常の類型に対する評価方法

ア. 海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ. 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

B. 季別類型に対する評価方法  
(中略)

⑤湖沼及び海域における底層溶存酸素量の環境基準の達成状況の評価

令和3年底層DO答申2.(3)及び2.(4)を参考として、類型区分された水域ごとに判断すること。

(後略)

## 6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号  
最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成十二年一月十五日から適用する。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について  
ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

### 第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- 3 土壤の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壤の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

### 第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

### 別表

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコブランーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

### 備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又ガスクロマトグラフ tandem 質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

